
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 7 号
令和 5 年 2 月 15 日

那覇市監査委員	渡 口 勇 人
同	宮 城 哲
同	城 間 貞
同	奥 間 亮

令和 4 年度前期定期監査の結果に基づき講じた措置について（公表）

令和 4 年度前期定期監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、那覇市長から通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項後段の規定により、別添のとおり公表します。

前期定期監査の結果に伴う措置状況について

(1) 共通事項

ア 歳入調定遅れについて（注意事項）

次の(ア)～(サ)の歳入事務について、調定をしなければならない日から遅れて調定されている。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を徴収しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めたときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。

歳入の調定に当たっては、関係規則等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

- (ア) 老人福祉施設入所者負担金（ちゃーがんじゅう課）
- (イ) 地域医療介護総合確保基金事業補助金（ちゃーがんじゅう課）
- (ウ) 予防接種事故対策費県費負担金（健康増進課）
- (エ) 令和2年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国補助金（翌年度地方繰越分）として（健康増進課）
- (オ) 令和3年度市町村健康づくりボランティア養成・活動支援強化事業助成金（健康増進課）
- (カ) 行政財産目的外使用料（こども政策課）
- (キ) 那覇市壺屋児童館使用料（こども政策課）
- (ク) 那覇市緑ヶ丘公園集会所使用料（こども政策課）
- (ケ) 待機児童対策特別事業（新すこやか保育事業補助金）
(こどもみらい課)
- (コ) 土地賃料令和3年度（公私連携こども園）（こども教育保育課）
- (サ) 消防団加入促進支援事業（警防課）

□ 注意事項に関する措置

- (ア) 老人福祉施設入所者負担金（ちゃーがんじゅう課）
- (イ) 地域医療介護総合確保基金事業補助金（ちゃーがんじゅう課）
当該注意事項については、(ア) 被措置者状況変更届の受理後、(イ) 補助金交付決定通知の受理後に直ちに調定を行うよう課内へ周知徹底し事務引き継ぎの確認、事務処理手順の再確認およびその周知やマニュアルの再整備を行い、関係規則等を遵守し、適正な事務処理に努めます。

- (ウ) 予防接種事故対策費県費負担金（健康増進課）
- (エ) 令和2年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国補助金（翌年度地方繰越分）として（健康増進課）
- (オ) 令和3年度市町村健康づくりボランティア養成・活動支援強化事業助成金（健康増進課）
(ウ)～(オ)については、課内での事例の周知及び決裁権者のチェック

体制の整備等の改善を行い、今後は適切な事務処理を行っていきます。

(カ) 行政財産目的外使用料 (こども政策課)

目的外使用申請に対し、許可書の発行と同時に使用料納付の歳入事務が発生することについて引継ぎ資料に加え、口頭でも担当者と共有を図ります。

(キ) 那覇市壺屋児童館使用料 (こども政策課)

直営の児童館については、毎月提出される利用状況報告書から利用団体の活動状況を把握し、財務会計システムで使用料徴収事務が適切に処理されているか、児童館との二重のチェック体制をとって参ります。

(ク) 那覇市緑ヶ丘公園集会所使用料 (こども政策課)

那覇市緑ヶ丘公園集会所は、令和4年度から指定管理となっており使用料徴収事務を適切かつ速やかに行うよう引継ぎを行いました。

(ケ) 待機児童対策特別事業（新すこやか保育事業補助金）（こどもみらい課）

当該指摘については課内職員へは国や県からの交付決定通知を受けた後、速やかに対応する旨、周知を図りました。周知の方法としては、担当者へメールが到達後は速やかにグループ長へ転送する等、複数で把握。併せて、紙媒体での供覧等を行うことを検討しております。今後も引き続き調定事務については、適正な事務処理を行ってまいります。

(コ) 土地賃料令和3年度（公私連携こども園） (こども教育保育課)

土地賃料の調定については、原則契約締結日（複数年契約の場合、契約締結の翌年度以降は4月1日）に調定を行うよう課職員に周知し、那覇市会計規則に基づき適正に予算執行するよう取り組みます。

(サ) 消防団加入促進支援事業 (警防課)

今後、適正な事務処理が行われるよう課内職員へ関係規則等を周知徹底し再発防止に努めます。

イ 契約期間を遡及させる契約について（注意事項）

次の(ア)～(ハ)の契約については、契約の始期までに契約を締結することができず、契約書に記名押印した日までに行われた行為を追認する旨の条項（以下「追認条項」という。）を設けることにより、契約期間を遡及させる契約となっている。

地方自治法234条の解釈として、地方財務実務提要2（地方自治制度研究会編集）によれば、「契約の締結日を遡及して記載することの可否」について、追認条項を設けることにより、契約期間を遡及させることは可能ではあるものの、契約が成立確定するまでの間は相手方に対して履

行の請求ができず、適当な方法とはいえないとされている。

契約の締結に当たっては、急を要する等のやむを得ない理由が明らかである場合を除き、契約の始期までに契約を成立させるよう努められたい。

- (ア)精神障がい者地域生活支援センター警備業務委託
(障がい福祉課)
- (イ)那覇市保健所結核臨床検査業務委託 (保健総務課)
- (ウ)那覇市保健所感染症臨床検査業務委託 (保健総務課)
- (エ)健(検)診結果等の様式の標準化整備に伴う健康かるて改修業務委託
(健康増進課)
- (オ)健(検)診情報副本連携に伴う健康かるて改修作業委託
(健康増進課)
- (カ)妊婦健康診査業務委託 (地域保健課)
- (キ)乳児一般健康診査(個別健診)業務委託 (地域保健課)
- (ク)乳児一般健康診査(個別健診)統計処理業務委託 (地域保健課)
- (ケ)1歳6か月児健康診査統計業務委託 (地域保健課)
- (コ)3歳児健康診査業務委託 (地域保健課)
- (サ)乳幼児精密健康診査業務委託 (地域保健課)
- (シ)産婦健康診査業務委託 (地域保健課)
- (ス)つどいの広場わくわく非常通報装置の保守点検委託
(こども教育保育課)
- (セ)献立栄養管理システム保守サービス委託契約
(こども教育保育課)
- (ソ)非常通報装置保守点検業務委託 (こども教育保育課)
- (タ)大名こども園 警備業務委託 (こども教育保育課)
- (チ)城北こども園外2園 警備業務委託 (こども教育保育課)
- (ツ)真嘉比こども園外1園 警備業務委託 (こども教育保育課)
- (テ)泊こども園外3園 警備業務委託 (こども教育保育課)
- (ト)与儀こども園 警備業務委託 (こども教育保育課)
- (ナ)真和志こども園外1園 警備業務委託 (こども教育保育課)
- (ニ)天妃こども園外1園 警備業務委託 (こども教育保育課)
- (ノ)小禄南こども園 警備業務委託 (こども教育保育課)
- (ネ)旧大道保育所警備業務委託 (こども教育保育課)
- (ハ)令和3年度那覇市立認定こども園児童諸検査業務委託
(こども教育保育課)
- (ヘ)救急救命士の病院実習に関する業務委託契約 (救急課)

□ 注意事項に関する措置

- (ア)精神障がい者地域生活支援センター警備業務委託
(障がい福祉課)

注意事項を踏まえ、同様のことが起きないように課内会議で周知を図ります。また、契約の締結の際は、関係法令等を遵守し、適切な事務処理に努めてまいります。

(イ) 那覇市保健所結核臨床検査業務委託（保健総務課）

(ウ) 那覇市保健所感染症臨床検査業務委託（保健総務課）

(イ) (ウ)については、当初予算議決後、速やかに入札を実施し、契約の始期までに契約が締結できるよう努めます。

(エ) 健(検)診結果等の様式の標準化整備に伴う健康かるて改修業務委託（健康増進課）

(オ) 健(検)診情報副本連携に伴う健康かるて改修作業委託

(健康増進課)

(エ) (オ)については、今後は関連部署からの類似の様式取寄せを行う等の対応により、適正な事務処理が行えるよう努めていきます。

(カ) 妊婦健康診査業務委託（地域保健課）

(キ) 乳児一般健康診査（個別健診）業務委託（地域保健課）

(ク) 乳児一般健康診査（個別健診）統計処理業務委託（地域保健課）

(ケ) 1歳6か月児健康診査統計業務委託（地域保健課）

(コ) 3歳児健康診査業務委託（地域保健課）

(サ) 乳幼児精密健康診査業務委託（地域保健課）

(シ) 産婦健康診査業務委託（地域保健課）

(カ)～(シ)の当該契約については、契約相手方である医療機関や団体との事前調整を十分に行い、予算確保や契約方法の見直しをして、契約始期までに契約成立ができるようにいたします。今後は適切な契約事務を執行してまいります。

(ス) つどいの広場わくわく非常通報装置の保守点検委託

(こども教育保育課)

(セ) 献立栄養管理システム保守サービス委託契約

(こども教育保育課)

(ソ) 非常通報装置保守点検業務委託（こども教育保育課）

(タ) 大名こども園 警備業務委託（こども教育保育課）

(チ) 城北こども園外2園 警備業務委託（こども教育保育課）

(ツ) 真嘉比こども園外1園 警備業務委託（こども教育保育課）

(テ) 泊こども園外3園 警備業務委託（こども教育保育課）

(ト) 与儀こども園 警備業務委託（こども教育保育課）

(ナ) 真和志こども園外1園 警備業務委託（こども教育保育課）

(ニ) 天妃こども園外1園 警備業務委託（こども教育保育課）

(ヌ) 小禄南こども園 警備業務委託（こども教育保育課）

(ネ) 旧大道保育所警備業務委託（こども教育保育課）

(ノ) 令和3年度那覇市立認定こども園児童諸検査業務委託

(こども教育保育課)

(ス)～(ノ)については、契約の履行を担保するため、那覇市契約規則第28条の適用を受けるものを除き、契約書を作成の上、契約の始期までに契約を成立させる必要があり、また、契約期間の遡及については、急を要する等のやむを得ない理由が明らかである場合に限

られる旨、課職員に周知し、適切な予算執行に取り組みます。

- (ハ) 救急救命士の病院実習に関する業務委託契約（救急課）
今後は追認事項を設けることなく、契約締結日を契約始期と致します。

(2) 各部署の指摘事項等

【福祉部】

○ 障がい福祉課

ア 障がい福祉サービス等給付費返還金及び加算金債権の不納欠損処理にかかる時効の根拠法適用誤りについて（注意事項）

障がい福祉サービス等給付費返還金及び加算金の歳入に係る債権の不納欠損処理にあたって、地方税法第15条の7第4項を適用し時効消滅としている。

地方自治法第236条第1項は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する旨定めている。

当該債権は、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利であり、消滅時効については地方自治法236条第1項の適用が適切であった。

債権管理にあたっては、関係法令を遵守し、適正な事務処理を行われない。

□ 注意事項に関する措置

当該注意事項を受け、同様のことが起きないように担当職員へ周知を図り、また、債権管理にあたっては、関係法令等を遵守し、適切な事務処理に努めてまいります。

【健康部】

○ 国民健康保険課

ア 予算の適正な執行及び監査指摘事項等の措置を怠ったことについて（是正事項）

国民健康保険事業特別会計における一般事務費の消耗品費については、支出負担行為額 2,115,772 円に対し、執行済額 2,036,154 円で 79,618 円の差が生じている。これは1件の消耗品の購入において、支出負担行為額を二重計上したことによるものである。

支出負担行為額の二重計上は、令和2年度前期定期監査において注意事項とされた。その措置として、「グループ長等は、月末及び出納整理期間中には『所属別事業別歳出執行状況表』『負担行為整理簿』等で処

理状況をチェックし、支出負担行為額と執行済額に差が生じていないか確認します」と通知があり、監査委員がこれを公表した。しかし、令和3年度においても同様に不適正な事務処理があり、指摘事項等に対する措置が機能していない。

監査における指摘事項等を重く受け止め、予算の執行に当たって適正な事務処理が確実に行われるよう、必要かつ十分な措置を講じられたい。

□ 是正事項に関する措置

支出負担行為書等を改めて作成する際には、先に作成した書類の取り消しを行った後に作成することを徹底するとともに、担当G長の確認だけでなく、予算担当と庶務G長において負担行為整理簿や予算差引簿にて、毎月末と出納整理期間にも再チェックを行う体制に強化をしております。担当職員等の変更があった場合にもチェック体制を引き継げるようマニュアルに処理事項を掲載しております。今後は適正な事務処理を行うよう再発防止に努めてまいります。

イ 国民健康保険事業特別会計決算剰余金について（是正事項）

国民健康保険事業特別会計の令和2年度決算剰余金は5,189万8,210円で、令和3年度の繰越金として収入し、同額が令和2年度一般会計繰出金に対する精算額として支出されている。

地方財政法第7条第1項は、「地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち2分の1を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌年度までに、積み立て、又は償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てなければならない」と定められている。また、那覇市国民健康保険基金条例第2条は、「基金として積み立てる金額は、各会計年度において生じた剰余金の2分の1に相当する額以上とする」と定めている。しかし、令和3年度において当該決算剰余金については、関係法令に定められた処分が行われていない。

決算剰余金については、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 是正事項に関する措置

年度末において国民健康保険特別会計の不足額を予測し、国保加入者の税負担の軽減を図るため、一般会計から国保特会へ政策的な繰入を実施しています。出納整理期間中による国保税の収納額増加等により決算剰余金が発生しますので、地方自治法第233条の2にて、翌年度に編入しています。この剰余金については、一般会計から繰り入れた結果によるものであり、那覇市国民健康保険基金条例に定める剰余金にあたらないと認識し、基金積み立てではなく一般会計へ繰り出す措置をしております。令和5年度以降においては決算剰余金の2分の1に相当する額以上を那覇市国民健康保険基金に積み立ていたします。

ウ 歳入調定誤りについて（注意事項）

後期高齢者医療特別会計における督促手数料については、調定済額 734,811 円に対して収入済額 734,711 円で、収入未済額が 100 円となっている。当該収入未済額は、収入の調定にあたり、誤って調定したもので不適正な事務処理となっている。

那覇市会計規則第 20 条第 1 項は、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めたときは、直ちに予算科目別に調定しなければならない旨定めている。

歳入の調定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

□ 注意事項に関する措置

当該調定誤りに伴う未収金については、歳入調定の月次処理の際に、収納管理システムから算出された収納額のうち、督促料の還付金も含めて 100 円多く調定を立ててしまい、決裁過程における確認も不十分であった結果、同額の収入未済額が発生したものであります。現在は、月次処理におけるチェックリストを作成し、担当者及び決裁過程においてもチェック体制を強化しております。今後は適正な事務処理を行うよう、再発防止に努めてまいります。

エ 振替命令誤りについて（注意事項）

後期高齢者医療特別会計における歳入の還付加算金については、調定済額 10,300 円に対して収入済額 8,200 円で、収入未済額が 2,100 円となっている。当該収入未済額については、令和 2 年度分（過年度）の保険料還付金の還付加算金で、現年度分特別徴収保険料から還付し、月次処理において歳出科目の還付加算金へ振替命令を行うべきであったが、誤って歳入科目の当該還付加算金に振替命令を行ったものである。

振替命令に当たっては、振替科目を十分に確認し、適正な事務処理を行われない。

□ 注意事項に関する措置

当該振替命令誤りに伴う未収金については、歳入調定の月次処理の際に、振替命令における振替科目の確認が不十分であった結果、収入未済が発生したことによるものであります。現在は、月次処理におけるチェックリストを作成し、担当者及び決裁過程においてもチェック体制を強化しております。今後は適正な事務処理を行うよう、再発防止に努めてまいります。

○ 保健総務課

ア 業務委託契約について（注意事項）

「那覇市保健所結核臨床検査業務委託」及び「那覇市保健所感染症臨床検査業務委託」については、3 月 29 日に制限付き一般競争入札を実施して、同日に落札決定の通知を行い、5 月 10 日に契約を締結している。

入札の場合、契約締結の手続きにおいては、那覇市契約規則第 25 条で落札者は落札決定の通知を受けた日から、やむを得ない理由がある場合を除き 7 日以内に契約書を作成しなければならない旨定めている。

契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われない。

□ 注意事項に関する措置

入札実施後、落札者と速やかに契約締結の調整を行い、適正な事務処理となるよう努めます。

○ 地域保健課

ア 契約の自動更新における債務負担行為の設定について（注意事項）

育成医療事業、未熟児養育医療費事業及び小児慢性特定疾病医療費事業のそれぞれの事業における①公費負担医療受給者別一覧データ作成業務、②レセプト電子データ提供の合計 6 件の業務委託契約は、「履行期間満了の 1 ヶ月前までに双方から何らかの意思表示がないときは、履行期間を 1 年更新し、その後も同様とする」旨の契約条項を設け、債務負担行為の設定をすることなく、平成 25 年 6 月 1 日又は平成 26 年 4 月 1 日に、それぞれ当該年度末を期間として締結し、現在まで更新している。

地方自治法第 214 条は、地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない旨定められている。当該契約は、翌年度以降に支出を伴うような更新の決定がその前年度に行われる契約であり、翌年度以降において債務を生じることがあり得ることから、債務負担行為として予算で定める必要があった。

契約事務に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われない。

□ 注意事項に関する措置

当該業務委託契約について、債務負担行為を予算で定めた上で改めて契約を再締結するため契約相手方と協議を行っています。今後の契約事務にあっては法令を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

【こどもみらい部】

○ こども政策課

ア 入札公告時と異なる条件での契約締結について（注意事項）

令和 3 年度那覇市保育士試験対策講座業務は、公告において条件を提示し制限付一般競争入札を実施したが、契約は公告と異なる条件で締結されていた。

地方自治法施行令第 167 条の 6 では、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札について必要な事項を公告しなければならないと、定められており、公告どおりの条件で契約締結すべきであった。

契約締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行わ
れたい。

□ 注意事項に関する措置

契約事務を行うに当たっては、関係法令等を入念に確認し、適正な事務
を執行してまいります。また、同様の事案が起きないように、注意喚起と周知徹
底を行って参ります。

イ 使用済みタクシーチケットの不適切な管理について（注意事項）

壺屋児童館管理運営費では、職員が４月１日から４月２４日までに使用
した１３枚の使用済みタクシーチケット（発行者用）を紛失し、タク
シー協会が保管するチケット（乗務員用）により使用状況を確認し、支
払いが行われていた。

那覇市会計規則第４５条第１項第４号では、支出命令書を発行する際
には「支出に必要な書類が整備されていること」と定められている。

使用済みタクシーチケット（発行者用）は、支出に必要な書類である
ことから適切な管理を行われない。

□ 注意事項に関する措置

タクシーチケット使用後は、発行者控えをため込まずに速やかに使用
簿へ返却するよう、口頭やメールで注意喚起と周知徹底を実施して参り
ます。

○ こどもみらい課

ア 歳入調定における調査の不備について（注意事項）

こども園一時預かり保育料に関する調定は、実績報告書等を確認する
ことなく、未調定一覧の確認のみで手続きが行われていた。

那覇市会計規則第２０条第１項及び地方自治法施行令第１５４条第１項
では、歳入の調定は、納入すべき金額や納入義務者等を誤っていないか
を調査しなければならないとされている。

歳入の調定に当たっては、関係法令を遵守し、適正な調査を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

歳入の調定を行うに当たりましては、事業実施課からの報告により金
額や納入義務者等を調査・確認したうえで調定し、適正な事務を執行し
てまいります。

イ 同一事業の契約における要綱の適用について（注意事項）

病児保育事業では、内閣府の子ども・子育て支援交付金交付要綱を適
用し、４事業者に業務委託が行われているが、業務委託契約の委託料に
ついて、３事業者は令和３年４月１日改正の要綱を適用しているのに対
し、１事業者は改正前の要綱を適用していた。

契約の締結に当たっては、適切な要綱により行われたい。

□ 注意事項に関する措置

契約事務を行うに当たっては、積算内容等を入念に確認し、適正な事務を執行してまいります。また、同様の事項がおこらないよう複数人でのチェックを徹底し、同事業を実施する全契約施設の契約内容を比べ積算根拠等の差異がないか確認します。

ウ ロ頭による協議について（注意事項）

病児保育事業（病後保育事業）は、業務委託契約書の第2条第2項第5号において「利用定員は、原則として6人とする」と定められている。しかし、受託事業者から、職員確保ができていないことから利用定員を3人として事業開始を行いたい旨の文書による協議があり、当該課は口頭により変更を認める回答を行っていた。

契約に定めのない事項及び疑義が生じて協議を行う場合には、口頭のみでの協議では、両者の認識の相違によりトラブルが生じかねないことから、協議の際には、書面により適切に行われたい。

□ 注意事項に関する措置

今後契約に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、両者の認識相違がないよう、書面により行います。

エ 収支報告書の作成について（注意事項）

病児保育事業（病後保育事業）においては、業務委託完了時の収支報告が、他事業を含めた報告となっていた。

当該事業の業務委託契約書第4条第3項第2号では「委託業務以外の他の業務にかかる経理と区分し、適正かつ明確に経理しなければならない」と定められているが、適正な経理の区分がなされていなかった。

事業の実施に当たっては、契約書に定められた事項を遵守し、適正に行われたい。

□ 注意事項に関する措置

業務委託完了時の収支報告については、金額や内容、該当事業のみの収支になっているか確認し、適正な事務を執行してまいります。

○ こども教育保育課

ア 予定価格を超える支出について（注意事項）

令和3年度那覇市立認定こども園児童内科健診業務委託及び同歯科健診業務委託では、予定価格を総額で定めたものの、契約は単価で定められていた。結果、予定価格を超える支出がなされていた。

那覇市契約規則第10条第1項のただし書きでは、「単価についてその予定価格を定めることができる」と定められており、また、同条第2項では、「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等

を考慮して適正に定めなければならない」と定められている。

当該委託契約は数量により支出額が確定されることから予定価格は総額ではなく単価で設定する必要があった。

予定価格の設定に当たっては、契約の目的等を考慮し適切に定められたい。

□ 注意事項に関する措置

予定価格について、契約の目的等を勘案の上、総額または単価により設定し、適切な予算執行に取り組みます。

イ 予定価格の設定漏れについて（注意事項）

那覇市立保育所給食調理業務委託（平成 28 年度契約）、那覇市立天久みらいこども園給食調理業務委託（令和元年度契約）及び那覇市立樋川みらいこども園給食調理業務委託（令和元年度契約）では、予定価格が設定されていなかった。

3 業務委託とも、プロポーザル方式による随意契約となっているが、那覇市契約規則第 22 条に基づき、随意契約においても予定価格を定める必要がある。

契約手続きに当たっては、関係法令を遵守し適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

予定価格について、随意契約においては那覇市契約規則第 22 条に基づき定めるよう課職員に周知し、適正な予算執行に取り組みます。

ウ 業務委託契約について（注意事項）

真嘉比こども園外 1 園警備業務委託については、令和 3 年 3 月 23 日に制限付き一般競争入札を実施して、同日に落札決定の通知を行い、令和 3 年 5 月 12 日に契約を締結している。

入札の場合、契約締結の手続きにおいては、那覇市契約規則第 25 条で落札者は落札決定の通知を受けた日から、やむを得ない理由がある場合を除き 7 日以内に契約書を作成しなければならない旨定めている。

契約の締結に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

□ 注意事項に関する措置

契約締結の時期について、那覇市契約規則第 25 条に基づき、期限内に契約書を作成するよう課職員に周知し、適正な予算執行に取り組みます。